

石川県公報

平成 25 年 3 月 12 日

第 1 2 5 7 7 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		
青少年に有害な興行の指定	(少子化対策監室)	1
青少年に有害な図書等の指定	(同)	2
漁船損害等補償法第112条第 1 項の規定による同意の認定	(水産課)	2
公 告		
入札公告	(少子化対策監室)	2
大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	4
大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(同)	5
争議行為の通知公告	(労働企画課)	7

土地区画整理事業の施行認可公告	(都市計画課)	8
選挙管理委員会		
県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数		8
県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数		8
県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数		9
県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数		9

告 示

石川県告示第80号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第 1 項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成25年 3 月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	私は、変態 もう、便所まで待てない	新 日 本 映 像
"	不倫旅情 淫液で満たす夜	オ ー ピ ー 映 画
"	R - 18文学賞 vol. 2 ~ジェリーフィッシュ~	よしもとクリエイティブエージェンシー
"	巨乳マッサージ しびれて絶頂	オ ー ピ ー 映 画
"	艶めき和服妻の痴態	"
"	母と娘 よがり比べ	新 東 宝 映 画
"	欲情人妻姉妹	"
"	悪魔の毒々モンスター (原題) THE TOXIC AVENGER	エ デ ン
"	不倫OL びんかん濡れ白書	オ ー ピ ー 映 画
"	戦争と一人の女	ドッグシュガームービーズ
"	熟女 どスケベ不倫	オ ー ピ ー 映 画
"	淫ら好き 4人でしゃぶる	新 東 宝 映 画
"	美人捜査官 中までさわる	"
"	痴女探偵 中出しレポート	オ ー ピ ー 映 画
"	マル秘女子高校生 課外サークル	東 映 ビ デ オ
"	淫行フェチ 変態うねり尻	オ ー ピ ー 映 画
"	人妻セカンドバージン 私を襲って下さい	新 日 本 映 像

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成25年3月12日

石川県告示第81号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成25年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2013年3月号 (04333-03)	(株)ダブリュエスコポーレーション
"	シティヘブン北陸版 2013年4月号 (04333-04)	"
"	NaiNai プレス北陸 2013年3月号 (06805-03)	電 王 堂 出 版 (株)
"	NaiNai プレス北陸 2013年4月号 (06805-04)	"
"	Fu-D 2012年12月号 (86665-12)	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社
隔 月 刊 誌	DOM 2013年4月号 (86663-04)	"

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成25年3月12日

石川県告示第82号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成25年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市、美川、金沢市、南浦、羽咋、柴垣、高浜、志賀町、福浦港、西海、輪島市、珠洲北部、狼煙、蛸島、宝立町、小木、能都及び鶴の浜

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
石川県先天性代謝異常等スクリーニング検査業務
- (2) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (3) 業務内容
「石川県先天性代謝異常等スクリーニング検査業務実施仕様書」に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成24年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。
- (4) この公告日前5年間に於いて、国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市との間で先天性代謝異常等検査業務を元請業者として受託し、かつ、年間1万件を超える実績がある者
- (5) この調達に係る検査業務部門責任者又は検査担当者のうち1名以上が日本マス・スクリーニング学会認定技術者であること。
- (6) 一般財団法人日本公衆衛生協会による精度管理において、前年度の成績が良好であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に關係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成25年3月12日（火）午前9時から同月18日（月）午後5時まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部少子化対策監室

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成25年3月19日（火）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎10階
石川県健康福祉部少子化対策監室
電話番号 076 - 225 - 1424（内線4077） F A X 番号 076 - 225 - 1423
- (2) 交付期間
平成25年3月12日（火）午前9時から同月18日（月）午後5時まで（県の休日を除く。）

5 入札の日時及び場所

平成25年3月22日（金）午後1時30分
石川県庁行政庁舎14階 1412会議室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1件当たりの単価の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシャイン近岡

金沢市近岡町294-2ほか7筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永賢一

福井県坂井郡丸岡町東陽二丁目97番地

株式会社アルプ企画

代表取締役 古賀克己

金沢市問屋町二丁目31番地

(変更後) ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永賢一

福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

株式会社アルプ企画

代表取締役 古賀克己

金沢市問屋町二丁目31番地

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永賢一
福井県坂井郡丸岡町東陽二丁目97番地
株式会社しまむら
代表取締役社長 藤原秀次郎
埼玉県さいたま市宮原町2-19-4
(変更後) ゲンキー株式会社
代表取締役 藤永賢一
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番
- 3 変更の年月日
平成18年9月20日
- 4 変更する理由
ゲンキー株式会社の本社を移転したこと及び株式会社しまむらが退店したため
- 5 届出年月日
平成25年3月4日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成25年3月12日から同年7月12日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成25年7月12日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルビス大友店
金沢市副都心北部大友土地区画整理事業地13街区1ほか35筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成24年11月2日
- 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
自動車騒音等について、住居側で夜間の騒音レベルの最大値が基準値を超過している。夜間出入口を封鎖しているため、影響は少ないと考えられるが、近隣の住民から苦情が発生した場合は、速やかに対策を講じること。また、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成25年3月12日から同年4月12日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢袋町プロジェクト
金沢市袋町101番 1、101番 3 ほか

- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成24年11月 2 日

- 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要

自動車騒音等について、夜間の騒音レベルの最大値が基準値を超過している地点がある。住居側においては基準値を下回っているため、影響は少ないと考えられるが、近隣の住民から苦情が発生した場合は、速やかに対策を講じること。また、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

- 6 意見の縦覧期間
平成25年 3 月12日から同年 4 月12日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ増泉店
金沢市増泉 4 丁目 2 番ほか

- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成24年11月 2 日

- 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし

- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

- 6 意見の縦覧期間
平成25年 3 月12日から同年 4 月12日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユース串店
小松市串町ス11番地 1 ほか27筆

- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更
公告日 平成24年11月 2 日

- 3 市町村の意見の概要

市町村名 小松市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

地域住民の日常生活に支障をきたさないようにしてほしい。良好な生活環境を確保するため、近隣住居等へ騒音が発生しないように配慮すること。

荷さばき作業従事者や来店車両に対しては、ライト照明向きの配慮、低速走行、アイドリングストップの啓発等に努めるなど、作業人員への騒音防止意識の徹底に留意すること。

(2) 廃棄物に係る事項

廃棄物の散乱及び悪臭防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年3月12日から同年4月12日まで

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 鈴木森夫 から、次のとおり争議行為を行う旨平成25年3月1日通知があった。

平成25年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

平成25年3月14日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

金沢市赤土町二13番地6 社会福祉法人恩賜財団石川県済生会金沢病院、金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川総合病院、金沢市田中町は16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター、加賀市山中温泉上野町ル15番地1 社団法人地域医療振興協会山中温泉医療センター、金沢市石引4丁目3番5号 医療法人財団松原愛育会松原病院、金沢市沖町八15番地 金沢社会保険病院、七尾市本府中町ワ7番地 医療法人社団松原会七尾松原病院、七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園、七尾市富岡町94番地 社会医療法人董仙会恵寿総合病院、羽咋市柳橋堂田53番地1 社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所、能美市寺井町ウ84番地 社団法人石川勤労者医療協会寺井病院、能美市寺井町ウ84番地 社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里、小松市下栗津力55番地 社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所、輪島市堀町1字13番2 社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所、金沢市平和町3丁目5番2号 社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり、金沢市京町20番3号 社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢市京町24番14号 社団法人石川勤労者医療協会、金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所、金沢市大豆田本町甲278番地 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて、金沢市京町20番50号 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし、金沢市平和町3丁目5番2号 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ、金沢市上荒屋1丁目39番地 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい、金沢市天神町1丁目18番37号 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにじ、小松市一針町ホ47番地 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし、小松市栗津町み1番地 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる、羽咋市川原町ア60番地1 社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの、金沢市京町24番14号 社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業共同組合、金沢市北安江2丁目10番18号 社団法人石川勤労者医療協会おたっしゅホーム城北、金沢市山王町2丁目75番地 社団法人石川勤労者医療協会ともだち村デイサービス、金沢市浅野本町2丁目23番21号 社団法人石川勤労者医療協会グループホーム

おんぼら一と、羽咋市石野町ト40番地 社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里における組合員が
従事する全職場

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

土地区画整理事業の施行認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成25年3月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 土地区画整理事業の名称
白山都市計画事業 白山市山島地区新工業団地土地区画整理事業
- 2 施行者の住所及び名称
白山市倉光二丁目1番地
白山市
- 3 事業施行期間
平成25年3月12日から平成28年3月31日まで
- 4 施行地区に含まれる地域の名称
白山市矢頃島町及び向島町の各一部（地区内に介在する道路及び水路敷を含む。）
- 5 事務所の所在地
白山市倉光二丁目1番地
- 6 施行認可の年月日
平成25年3月5日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
白山市役所の掲示板に掲示する。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年3月12日

石川県選挙管理委員会

18,873人

石川県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年3月12日

石川県選挙管理委員会

217,955人

石川県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年3月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	121,274人
七 尾 市 選 挙 区	16,056人
小 松 市 選 挙 区	28,998人
輪 島 市 選 挙 区	8,690人
珠 洲 市 選 挙 区	4,839人
加 賀 市 選 挙 区	19,816人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,582人
か ほ く 市 選 挙 区	9,360人
白 山 市 選 挙 区	30,143人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,381人
野 々 市 市 選 挙 区	12,957人
河 北 郡 選 挙 区	16,990人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,488人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,306人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,669人

石川県選挙管理委員会告示第18号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成25年3月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,955人

